

生涯学習の振興を図る事業に対する名義使用承諾及び賞状の授与等に関する事務取扱要綱

制定 平成 24 年 9 月 1 日
最近改正 平成 31 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、団体が行う生涯学習の振興を図る事業に対する共催及び後援（以下「共催等」という。）の横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の名義使用の承諾並びに賞状の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「団体」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 国、地方公共団体その他公共的団体
- (2) 報道機関、公共交通機関その他の公共性のある事業活動を行う法人
- (3) 前 2 号に該当しないもので、次の全ての要件を具備しているもの
 - ア 主催者の存在及び役員構成が明らかであること。
 - イ 規約、会則等の定めがあり、団体意志が明確であること。
 - ウ 堅実な活動実績を有し、事業遂行能力が十分であると認められること。

2 この要綱において「生涯学習の振興を図る事業」とは、広く一般市民が参加し、生涯学習に寄与する内容であって、講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する事業で、公共性のあるものをいう。

(名義使用の承諾、賞状の授与)

第 3 条 教育長は、団体の行う生涯学習の振興を図る事業に対し、この要綱の定めるところにより、教育委員会の共催等の名義の使用を承諾し、又は賞状を授与することができる。

2 教育長は、次条から第 7 条までに規定する基準等に適合しない団体については、前項の規定による承諾又は授与をしないものとする。

(共催の名義使用承諾の基準)

第 4 条 教育委員会が共催することができる事業は、団体が行う生涯学習の振興を図る事業で、次の全ての要件に該当するものとする。これらに準ずる事業であって、教育長が特に認めたものについても、同様とする。

- (1) 横浜市全域を対象とし、かつ、主たる会場を横浜市内とする事業
- (2) 教育委員会が企画又は運営に参画している事業
- (3) 横浜市又は教育委員会が、経費（補助金その他の金銭を含む。）の全部又は一部を負担している事業

(後援の名義使用承諾の基準)

第5条 教育委員会が後援することができる事業は、団体が行う生涯学習の振興を図る事業で、次の全ての要件に該当するものとする。これらに準ずる事業であって、教育長が特に認めたものについても、同様とする。

- (1) 横浜市全域を対象とし、かつ、主たる会場を横浜市内とする事業
- (2) 参加費は無料又は事業内容等から判断して社会的に妥当な範囲内の金額である事業であって、専ら営利を目的とする事業ではないもの
- (3) 専ら営利を目的として物品の販売を行う事業ではないもの
- (4) 幅広く市民の参加が見込まれる事業であって、団体が専らその構成員の親睦のために行う事業又は団体の構成員のみを対象とする事業ではないもの
- (5) 当該事業の開催場所において公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が講じられているもの

(賞状の授与の基準等)

第6条 賞状を授与することができる事業は、団体が行う生涯学習の振興を図る事業で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 教育委員会が共催し、又は後援する事業
 - (2) その他教育長が特に認めた事業
- 2 賞状への名義使用は、教育委員会賞及び教育長賞とする。
- 3 教育委員会賞及び教育長賞は、原則として1事業につき、それぞれ1枚とする。ただし、複数の部門がある場合は、この限りでない。

(適用除外)

第7条 次のいずれかに該当する事業については、第3条第1項の規定は適用しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するもの
- (2) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための行事その他政治的中立性を損なうおそれがあると認められるもの
- (3) 宗教の布教、教化、宣伝等の活動その他の宗教的活動と認められるもの
- (4) 当該団体の構成員又は会員の勧誘を目的とするもの
- (5) 横浜市の施策・事業との整合性がないものその他教育長が共催等を行うことが不適当と認めるもの

(共催等の名義使用承諾等の条件)

第8条 教育長は、第3条の規定により、教育委員会の共催等の名義の使用を承諾し、又は賞状を授与するときは、必要な条件を付することができる。

(申請の手続き)

第9条 第3条の規定による共催等の名義の使用の承諾又は賞状の授与を受けようとする

団体は、申請書(第1号様式)を教育長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 団体の規約、会則等及び組織に関する資料

ただし、社会通念上明白な場合は、省略することができる。

(2) 事業計画書、収支予算書、広報計画書その他事業実施に伴う必要な資料

(通知書の交付等)

第10条 教育長は、前条の規定により申請があった場合において、共催等の名義の使用を承諾し、若しくは賞状の授与の決定をし、又はこれらの不承諾の決定をしたときは、その旨を通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定により共催等の名義の使用を承諾し、又は賞状の授与の決定をする旨の通知書(以下「承諾等通知書」という。)の交付を受けるまでは、当該事業に係るいかなる文書にも教育委員会の名義を記載してはならない。

(事業内容変更届等)

第11条 承諾等通知書の交付を受けた団体は、申請の内容を変更する場合は事業内容変更届(第3号様式)を、事業終了後は事業終了届(第4号様式の1)を、速やかに、教育長に提出しなければならない。ただし、事業の内容の変更にあつては、変更の内容が軽易なものについては、この限りでない。

2 事業終了届には、当該事業の収支決算書その他必要な資料を添付しなければならない。

3 賞状の授与の決定を受けた団体は、事業終了届とともに授与報告書(第4号様式の2)を、速やかに、教育長に提出しなければならない。

4 承諾等通知書の交付を受けた団体が、事業完了後においても正当な理由がなく事業終了届を提出しない場合は、教育長は、一定の期間当該団体が行う事業について第9条の規定による申請を受理しないことができる。

(決定等の取消し等)

第12条 教育長は、第10条の規定により共催等の名義の使用を承諾し、又は賞状の授与の決定をした場合において、申請者が次に掲げる事由に該当することが判明したときは、当該承諾又は決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請をした場合

(2) 正当な理由がなく、申請の内容と異なる事業を実施し、又は実施しようとする場合

(3) 法令若しくはこの要綱又は第8条の規定による承諾若しくは決定に付した条件に違反した場合

(4) 第4条から第7条までに規定する基準等に適合していない場合

(5) 団体が解散し、又は事業を取りやめる場合

2 前項の規定による取消しの効力は第10条の規定による承諾又は決定の時点まで遡るものとし、当該取消しに関して、教育委員会は団体に対して一切の責任を負わないものとする

- 3 団体の責めに帰すべき事由により取り消された場合は、当該取消の日から3年の間は、原則として共催等の名義の使用の承諾及び賞状の授与をしないものとする。
- 4 教育長は、第1項の規定により承諾又は決定を取り消したときは、その旨を通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、生涯学習担当部長が定める。

附則

この要綱は、平成24年9月1日より施行し、同日以後の申請に係るものから適用する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日より施行し、同日以後の申請に係るものから適用する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日より施行し、同日以後の申請に係るものから適用する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日より施行し、同日以後の申請に係るものから適用する。